

岩手高等学校 ハンドボール部OB会会則（案）

（名称）

第1条 本会は、「岩手高等学校ハンドボール部OB会」と称する。

（目的）

第2条 本会は、岩手高等学校ハンドボール部の伝統を基として、会員相互の親睦並びに岩手高等学校ハンドボール部の発展に寄与することを目的とする。

（役員）

第3条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 幹事長 1名
- (5) 幹事 若干名

（役員の仕事）

- 第4条 1 顧問は会の諮問に応じる。
2 会長は、ハンドボール部OB会の会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
4 幹事長は、幹事を統括し実務を担当する。
5 幹事は、幹事長とともに、会の運営実務を担当する。

（任期）

第5条 役員の仕事は、2年とし再選を妨げないことにする。

付則

この規約は、平成24年12月12日から施行する。